

平成24年9月20日

滝 実法務大臣（司法制度第一係）

FAX03-5511-7205

札幌高検公判係（一応山岸係長）

FAX011-222-7357

小宮山洋子厚生労働大臣（国保課、能力開発局介護労働課）

FAX03-3504-1210, 03-3502-2630

北海道労働局（徴収課田島課長補佐36-01）

FAX011-709-2058

北海道庁人材育成課久保田主幹、国保運営加藤主幹、国保審査会

FAX011-232-1044, 011-232-1037

都府県、札幌市他国保部署、道庁病院管理室、医師確保、公的医療機関各位

FAX011-218-5182, 011-232-4108

FAX011-218-4109

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@厚生労働省の事業、失業者の職業訓練事業で受傷し、労災適用云々と道庁に告げられ、労災適用されず、道庁に正しい怪我の補償を求めたら逮捕、拘留、起訴され罰金刑に落とされた人の事件の国家犯罪証拠伝達です

1、既にご存知のように「厚労相の失業者の職業訓練事業で”座学受講の中で怪我を負い、北海道庁人材育成課から一人親方労災に遡り加入させ、労災適用にて医療費他補償を行う”労災特別枠加入、労災適用可否判断は道庁が行う」と通告され、人材育成課は中央労働基準監督署にも”労災適用の可否は道庁が決定権を持つ、と談じ込み、労基はおおいに困り、又この怪我で労災適用は不可能です、何故道庁は労災適用と書類まで出せたのか、と困惑し、労災適用不可決定をなしました、この後当人は学校側責任受傷被害で発生した金銭的補償の話し合いに技術専門学院に出向いたら、退学にした、学校側責任受傷とは道庁が認めないとした人間が来て暴行した、金銭を不当要求したとされ、逮捕、拘留、起訴される等に落とされました”これも伝えた通りです。

2、今般「この学校側責任受傷治療費請求診療報酬明細書、麻生整形外科は” 労災事業に医療費請求を行ったが労災で却下したからと、札幌市国保と結託し、一般傷病と偽ったレセプトに切り替え国保から医療費7割回収した証拠、及び札幌市立病院の同じ怪我の治療の医療費請求レセプト、第三者受傷レセプトが入手出来ました” 写しを比べてご覧下さい」

3、更に「コンビニからファックスされて来た、司法関係からと思しき” 多分本刑事事件承認尋問調書かも知れない書類” もご覧下さい」西村なる証人は次の虚偽証言を行っているようです。

西村—この人は23年12月末に退学処分となっています

厚生労働省中央職業安定所—身分はまだ職業訓練生です、身分保留とした扱いです

西村—彼の怪我で労災給付は行わないと決まりました、それを受けて道庁は一切の補償をしないと決めました（で、麻生整形、札幌市国保が学校側責任受傷治療を一般傷病と偽り、国保から医療費を詐取する事となった）

4、労働局は「労災特別枠加入特例がありますが” あくまでも職業訓練実習での怪我の場合が対象で、座学の怪我は適用外です”” 一人親方特別枠加入ですから北海道事業主委託等団体訓練学生組合（訓練生を事故発生後遡って一人親方労災に加入させている）は事業主にはならず、個人が事業主です、道庁の手続き、この組合を事業主とし、彼の労災審査請求を行った手続きは法律的に間違っています”」と法を持ち答えています、学校側責任受傷で一般傷病と偽り、国保から医療費を抜いた行為は詐欺行為とも理解しました、以上確認下さい。

平成24年9月21日

札幌高等検察庁公判係（山岸係長）

FAX 011-222-7357

尾崎 英雄弁護士

FAX 011-272-6366

あおぞら法律事務所

田中 貴文弁護士

FAX 011-261-5705

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@協力者にお礼を

1、当方にコンビニエンスストアからと思しき”刑事裁判の尋問調書か？
と思える書類が届きまして”札幌市立病院と「麻生整形外科が札幌市国保事業に、同じ修徳学院での受傷治療にも関わらず私立病院は第三者受傷、麻生は一般傷病とレセプトを作成、行使し医療費を受け取った証拠」と合わせて、道庁、司法、警察が国家権力を行使し受傷原因を捻じ曲げた先に起きる医師法違反、国民健康保険法違反、詐欺罪適用犯罪の実態を証明出来たようです。

2、この書類は各所に調査目的で送られたようです「何方かの協力に感謝します、後は国家権力が真偽を調べるでしょうから」所で「田中弁護士」この尋問調書のような書類を使い、無罪を勝ち取る為公務所に被告人が照会を掛けている事は目的外使用だと、検察から圧力が来ている、被告人が刑訴法第281条4違反で逮捕される事も十分有る”と私にも伝えていますが、何故検察は公務所に出したらしい調書の事から知っていて、目的外使用だの、逮捕だの言ってくるのですか”公務所が検察に彼の動きを逐一流しているし、検事は田中弁護士に情報を流しているのですよね」

3、尾崎弁護士はあいおいニッセイ同和顧問弁護士、田中弁護士の専門は交通事故賠償と言う事です”今回国にも調査を求めた尋問調書とレセプトの意味を熟知していますよね”医師法違反、国民健康保険法違反、詐欺を証明する資料だと、警察、行政、司法が主犯となった「この文書と資料を誰か送信願えますか、このあて先に」